

■ 日本クラブバレーボール連盟専門委員会規程

第1条 日本クラブバレーボール連盟(以下「連盟」という)規約第2章第4条の目的を達成するために、事業執行の専門機関として次の専門委員会(以下「委員会」という)をおく。

第2条 委員会は、総務委員会、競技委員会、審判・規則委員会、指導普及委員会の4委員会とする。

第3条 各委員会が担当する事業は、次の通りとする。

1 総務委員会

- (1) 評議員会、理事会、常任理事会等諸会議の開催に関すること
- (2) 本会の庶務、経理に関すること
- (3) 本会の加盟団体はじめ、公益財団法人日本バレーボール協会、各都道府県バレーボール協会等諸団体及び関連事業との調整・連絡に関すること
- (4) IT化の推進に関すること
- (5) 表彰等に関すること
- (6) 本連盟の公認・後援等に関すること
- (7) その他、以下3委員会に属さない業務の関すること

2 競技委員会

- (1) 競技会の開催や競技会日程等に関すること
- (2) 競技会での参加資格、参加チーム推薦の調整や運営上の規定に関すること
- (3) 競技会場、施設・用具、器具等の認定や管理に関すること
- (4) チーム登録等に関すること
- (5) 大会成績等の整理・広報に関すること
- (6) その他、競技関連事業が有効かつ効果的に推進するために必要な業務に関すること

3 審判・規則委員会

- (1) 競技規則の制定に関する意見の聴取や競技規則の研究に関すること
- (2) 競技規則の周知・伝達に関すること
- (3) 審判の研修や審判員の養成・研修に関すること
- (4) その他、審判・規則関連事業が有効かつ効果的に推進するために必要な事業に関すること

4 指導普及委員会

- (1) 地域におけるバレーボールクラブの育成に関すること
- (2) 指導者研修会の開催や資格認定等に関する講習・研修会の情報提供等に関すること
- (3) 全都道府県、全ブロックにおけるクラブ連盟組織設立への支援に関すること
- (4) 各種調査及び研究に関すること
- (5) その他、指導普及関連事業が有効かつ効果的に推進するために必要な事業に関すること

第4条 各委員会は、理事会の議決にもとづき、運営に関する事項の処理にあたる。

第5条 委員会に次の役員をおく。

1 委員長 1名

2 副委員長 2名(ただし、総務委員会副委員長は会計担当を含め3名とする。)

3 委員 若干名

第6条 各委員会の委員は、理事会の推薦により、評議員会で承認を得て会長が委嘱する。

第7条 委員会の委員任期は、連盟規約第7条に準ずる。

第8条 委員会の経費は、連盟委員会費をもって充てる。

第9条 本規程は、理事会の議を経て変更することができる。

第10条 本規程は、平成15年12月14日から施行する。

平成17年4月24日 一部改正

平成26年2月23日 一部改正